# あなたのご家庭は合併処理浄化槽ですか

## ～単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換をお願いします～

○単独処理浄化槽は、トイレからのし尿のみを処理して、台所やお風呂からの生活雑排水は、そのまま河川に放流されてしまいます。
○合併処理浄化槽は、トイレからのし尿と併せて、台所やお風呂からの生活雑排水を処理して河川に放流します。
○単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換すると、河川への汚れを約１／８に減らすことができます。
○単独処理浄化槽は、浄化槽法により、現在では新たな設置は禁止されています。

## 浄化槽の正しい使い方

●トイレの洗浄水は定められた量を流す

●トイレットペーパー以外は流さない

●洗剤等は決められた用量を守り使用する

●台所から油などは流さない

●消毒剤は切らさない

●浄化槽の電源は切らない

●マンホールの上には物を置かず、蓋は危険だからいつも閉めておく

## お知らせ

○法定検査を受けない浄化槽管理者に対しては、勧告・命令が出されます。命令に違反した場合には、過料（金銭罰）に処せられることがあります。
○霞ヶ浦水質保全条例に基づき、霞ヶ浦流域では次のような場合に窒素・りんを除去できる高度処理型浄化槽（N 型又は NP 型）の設置が義務付けられています。
①下水道などの整備区域、計画区域以外で、単独処理浄化槽又は汲み取りによりし尿を処理している場合
②新築又はリフォームなどで浄化槽を新たに設置する場合
（高度処理型浄化槽の設置に際しては、補助や無利子融資制度があります。詳しくは設置する市町村の窓口にお問い合わせ下さい。）
○浄化槽管理者が変更になった場合は、浄化槽管理者変更報告書を提出して下さい。
○各種届出は、市町村の浄化槽担当課に提出して下さい。

### 浄化槽についてのお問い合わせ・ご相談は

茨城県

茨城県生活環境部環境対策課　TEL.029-301-2966
県民センター総室（県央環境保全室）　TEL.029-301-3044
県北県民センター（環境・保安課）　TEL.0294-80-3355
鹿行県民センター（環境・保安課）　TEL.0291-33-6056
県南県民センター（環境・保安課）　TEL.029-822-7048
県西県民センター（環境・保安課）　TEL.0296-24-9134

茨城県知事指定検査機関

公益社団法人
茨城県水質保全協会

〒310-0845 水戸市吉沢町650-1
総務部：TEL.029-291-4000　FAX.029-304-5005
検査部：TEL.029-291-4004　FAX.029-304-5009
ホームページ：http://www.e-mizu-ibaraki.jp

◎各県民センターが管轄する市町村については、以下のリンク先をご参照ください。
http://www.pref.ibaraki.jp/area/zu/kenmin_z1.html

# 浄化槽のしおり

# 私たち一人ひとりの心づかいが、　美しい自然ときれいな水を守ります。

## 浄化槽は、微生物などの働きを利用して水をきれいにする装置です。

**浄化槽は、そのままでは機能を発揮しません。**

保守点検と清掃を定期的に行い、はじめてその機能が発揮されます。また、それらが適正に行われ、きれいな水が放流されているかを確認するために、法定検査が行われます。

浄化槽の管理者（戸建住宅の場合、通常住民の方が浄化槽管理者になります。）には、保守点検・清掃・法定検査が浄化槽法で義務付けられています。

## 保守点検

いつも浄化槽の機能が発揮されるよう、槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検・調整を行います。
また、消毒剤を定期的に補給し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。
この作業は、茨城県に登録されている浄化槽保守点検業者に委託して下さい。

### ○保守点検回数

| 区分 | 処理人員＼処理方式 | | 分離接触ばっ気方式<br>嫌気ろ床接触ばっ気方式 等 | 活性汚泥方式 | 回転板接触方式<br>接触ばっ気方式<br>散水ろ床方式 |
|---|---|---|---|---|---|
| 合併処理 | 小型合併処理浄化槽［沈殿分離槽又は嫌気ろ床槽を有する浄化槽］ | 20人以下 | 4ヶ月に1回以上 | | |
| 合併処理 | 小型合併処理浄化槽［沈殿分離槽又は嫌気ろ床槽を有する浄化槽］ | 21人以上50人以下 | 3ヶ月に1回以上 | | |
| 合併処理 | 沈殿分離槽又は二階タンクを有する施設 | | | | 3ヶ月に1回以上 |
| 合併処理 | スクリーンおよび流量調整タンク又は流量調整槽を有する施設 | | | 週に1回以上 | 2週に1回以上 |
| 合併処理 | 沈殿分離タンク、二階タンクおよび流量調整タンクのいずれも有しない施設 | | | 週に1回以上 | |

| 区分 | 処理人員＼処理方式 | 全ばっ気方式 | 分離接触ばっ気方式<br>分離ばっ気方式 | 散水ろ床方式<br>平面酸化床方式 等 |
|---|---|---|---|---|
| 既設単独処理 | 20人以下 | 3ヶ月に1回以上 | 4ヶ月に1回以上 | 6ヶ月に1回以上 |
| 既設単独処理 | 21人以上300人以下 | 2ヶ月に1回以上 | 3ヶ月に1回以上 | 6ヶ月に1回以上 |
| 既設単独処理 | 301人以上 | 1ヶ月に1回以上 | 2ヶ月に1回以上 | 6ヶ月に1回以上 |

通常の使用状態において、上記の表に掲げる期間ごとに1回以上となっていますが、環境大臣が定める浄化槽については、環境大臣が定める回数となっています。但し、駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は必要に応じて行って下さい。
上記の表にない処理方式については、メーカー発行の取扱説明書又はメーカーに確認して下さい。

**保守点検後は点検記録の作成・保存（最低３年間）が必要になります。**

送風機の点検

汚泥の調整・移送

消毒剤の点検・補給

保守点検は定期的に実施して下さい！

## 清　掃

槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。これを定期的に実施しないと、溜まった汚泥が処理水に混じって流出してしまいます。
この作業は、市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託して下さい。

### ○清掃回数

毎年１回実施して下さい。ただし、全ばっ気方式浄化槽は、おおむね６ヶ月に１回以上実施して下さい。

清掃後は水張りを忘れずに！

## 法定検査

浄化槽の管理者（設置者）は、設置状況又は管理状況について、次の法定検査を受けることが義務付けられています。この法定検査は、検査機関に申込みを行い受検して下さい。なお、この費用は有料となります。

### ◎設置後の水質検査（浄化槽法第７条検査）

工事が適正に行われ、所期の性能が発揮されているかどうか、使用開始後３ヶ月を経過した日から５ヶ月の間に検査します。
なお、この検査の申込み及び検査手数料は設置届出時に納めていただく前納制度をとっています。

### ◎定期検査（浄化槽法第 11 条検査）

保守点検及び清掃が適正に行われ、継続して所期の性能が発揮されているかを毎年１回検査します。
なお、この検査の申込みは、保守点検業者又は清掃業者を通して申込みすることも出来ます。

**●10 人槽以下の浄化槽**（家庭用など）

２つの方式を組み合わせて検査します。
①水質検査 (BOD) を主体とした検査で、嘱託採水員が処理水を採水し検査機関がこれを検査します（５年に４回）。
②検査員が直接現場で外観、水質、書類検査を行う 11 人槽以上と同じ方式の検査を実施します（５年に１回）。
※嘱託採水員は、県に登録されている保守点検業者に所属し、かつ、浄化槽管理士の資格を有する者で指定の講習会を修了し、検査機関が委嘱した方です。
※既設の浄化槽で新しく検査申込をいただいた方は、②の検査から実施します。

**●11 人槽以上の浄化槽**（事業所など）

外観、水質、書類検査を検査機関の検査員が現場で実施します。

検査項目
●外観検査
●水質検査
●書類検査

### ◎検査機関

県知事指定検査機関として、公益社団法人茨城県水質保全協会が実施します。

### ◎浄化槽法定検査手数料

（単位：円）

| 人槽＼区分 | 浄化槽法第７条検査 | 浄化槽法第 11 条検査 既設単独処理 | 浄化槽法第 11 条検査 合併処理 |
|---|---|---|---|
| 10 人槽以下 | 9,500 | 4,500 | 4,500 |
| 11 ～ 20 人槽 | 9,500 | 5,000 | 6,000 |
| 21 ～ 50 人槽 | 11,500 | 6,000 | 8,000 |
| 51 ～ 100 人槽 | 13,500 | 8,000 | 10,000 |
| 101 ～ 300 人槽 | 16,500 | 10,000 | 13,000 |
| 301 ～ 500 人槽 | 19,500 | 13,000 | 16,000 |
| 501 ～ 1000 人槽 | 23,500 | 17,000 | 20,000 |
| 1001 人槽以上 | 28,500 | 22,000 | 25,000 |

消費税は非課税

車に置き換えれば、浄化槽の保守点検と清掃は日頃のメンテナンス（オイル・タイヤの点検・交換など）にあたり、法定検査は車検にあたります。保守点検・清掃と法定検査は、趣旨・内容も異なり、その目的も違い、全く別の観点から行われているものです。

## 浄化槽一括契約システムをご利用ください

### 浄化槽一括契約システムとは

●浄化槽管理者（設置者）の義務である、保守点検・清掃及び法定検査の窓口を一体化することによって、個々に依頼する煩わしさが無く、安心して浄化槽を使用できる大変便利なシステムです。
●保守点検・清掃・法定検査が同時に契約でき、年間の費用が明確になります。

### 浄化槽一括契約のメリット

①個々におこなっていた、保守点検・清掃・法定検査が同時に契約できます。
②保守点検・清掃が確実に実施され、かつ年１回の法定検査で総合的な管理が行えます。
③保守点検業者と清掃業者の連携を可能にし、使用中のトラブルに迅速に対応できます。

●一括契約システムについての詳細は、現在契約されている保守点検業者、清掃業者又は（公社）茨城県水質保全協会までお問い合せ下さい。